# 農業経営対策事業費補助金等交付要綱

平成 1 2 年 4 月 1 日 12 構改 B 第 350 号 農林水産事務次官依命通知

最終改正 平成 25 年 5 月 16 日 25 経営第 420 号農林水産事務次官依命通知

(通則)

第1 農林水産大臣は、次に掲げる経費につき、予算の範囲内において、補助事業者(都道府県、全国農業 会議所、農地売買円滑化事業実施要領(平成13年4月1日付け12経営第2068号農林水産事務次官依命通 知。以下「農地売買円滑化実施要領」という。)に規定する民間団体等、経営体育成支援事業実施要綱(平 成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知。以下「育成支援事業実施要綱」という。) 別記4の2に規定する事業主体、人権問題啓発推進事業実施要領(平成14年3月29日付け13経営第6382 号農林水産事務次官依命通知。以下「人権問題推進事業実施要領」という。)第5に規定する事業主体、 新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依 命通知。以下「総合支援事業実施要綱」という。)別表に規定する事業主体、女性・高齢者等活動支援事 業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3540号農林水産事務次官依命通知。以下「女性高齢者等実 施要綱」という。) 第2に規定する事業主体、消費税転嫁等円滑化事業実施要綱 (平成25年5月16日付け2 5経営第425号農林水産事務次官依命通知。以下「消費税転嫁実施要綱」という。) 第2に規定する事業主 体及び担い手への農地集積推進事業実施要綱(平成25年5月16日付け25経営第432号農林水産事務次官依 命通知。以下「担い手農地集積実施要綱」という。)別記1の第2に規定する事業主体)に補助金を交付 するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律 第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30 年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農 林省令第18号。以下「規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年 度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水 産省告示第899号)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助 金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900号) 及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関 するものから北海道農政事務所長に委任した件(平成18年6月20日農林水産省告示第881号)に定めるも ののほか、この要綱の定めるところによる。

#### I 農業経営対策事業等

- (1) 育成支援事業実施要綱第3の1の(4)に規定する事業の実施に要する経費
- (2) 人権問題推進事業実施要領第2に規定する事業の実施に要する経費
- (3) 消費税転嫁実施要綱第3に規定する事業の実施に要する経費
- (4) 総合支援事業実施要綱別表の1、2の(1)のア及び2の(2)に規定する事業の実施に要する経費
- (5) 女性高齢者等実施要綱第3に規定する事業の実施に要する経費
- (6) 農地売買円滑化実施要領第3に規定する事業の実施に要する経費
- (7) 担い手農地集積実施要綱第2の1に規定する事業の実施に要する経費

- (8) 全国農業会議所事業実施要領(平成24年4月6日付け23経営第3426号農林水産事務次官依命通知。 以下「会議所事業実施要領」という。)第3に規定する事業の実施に要する経費
- Ⅱ 農業経営対策地方公共団体事業等
- (1) 総合支援事業実施要綱別表の2の(1)のイに規定する事業の実施に要する経費
- (2) 人・農地問題解決推進事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依 命通知。以下「人・農地問題解決実施要綱」という。)第2に規定する事業の実施に要する経費
- (3) 育成支援事業実施要綱第3の1の(1)、(2)及び(3)に規定する事業の実施に要する経費

(交付の対象及び補助率)

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表のⅠ及びⅡに定めるとおりとする。

(流用の禁止)

- 第3 次に掲げる流用をしてはならない。
  - (1) 別表のⅠ及びⅡの事業等に係る経費の相互間の流用
  - (2) 別表の I の区分間における経費の流用、別表の I の区分 1 の欄中 1 及び 2 の経費の相互間における流用、 1 の (1) から (3) までの経費の相互間における流用、 2 の (1) 及び (2) の経費の相互間における流用、 2 の (1) の①から③までの経費の相互間における流用、 2 の (1) の③のア及びイの経費の相互間における流用、 2 の (2) の①から④までの経費の相互間における流用 2 の (2) の①のア及びイの経費の相互間における流用 2 の (2) の①のア及びイの経費の相互間における流用がびに別表の I の区分 2 の欄中 1 及び 2 の経費の相互間における流用
  - (3) 別表の II の区分間における経費の流用、別表の II の区分 2 の欄中 1 から 3 までの経費の相互間における流用

(申請手続)

- 第4 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条に規定する申請書及び添付書類の様式は別記様式第1号のとおりとし、正副2部を地方農政局長(北海道(人・農地問題解決実施要綱に基づいて事業を実施する場合を除く。)、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、全国農業会議所、農地売買円滑化実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、総合支援事業実施要綱別表の1、2の(1)のア及び2の(2)に基づいて事業を実施する補助事業者、女性高齢者等実施要綱に基づいて事業(第3の1の(2)のうち都府県段階において実施する場合を除く。)を実施する補助事業者、消費税転嫁実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者を実施する補助事業者、消費税転嫁実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者がに担い手農地集積実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者にあっては農林水産大臣、北海道が人・農地問題解決実施要綱に基づいて事業を実施する場合にあっては北海道農政事務所長、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあっては内閣府沖縄総合事務局長(以下「沖縄総合事務局長」という。)。以下「地方農政局長等」という。)に提出しなければならなし、
  - 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなけ

ればならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

#### (交付申請書の提出期限)

第5 規則第2条の規定による申請書の提出期限は、毎年度補助事業者の主たる事業の実施を管轄する地方 農政局長等が別に定める日までとする。

# (交付決定の通知)

第6 地方農政局長等は、第4の1の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付 すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に補助金交付決定の通知を行うものと する。

# (計画変更、中止又は廃止の承認)

第7 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受けようとする場合(第8 に定める軽微な変更を除く。)には、別記様式第2号による変更承認申請書正副2部を地方農政局長等に 提出しなければならない。

#### (軽微な変更)

第8 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変 更以外の変更とする。

# (概算払等の請求)

- 第9 都道府県、全国農業会議所、農地売買円滑化実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、育成支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、総合支援事業実施要綱別表の2の(1)のア及び2の(2)に基づいて事業を実施する補助事業者、女性高齢者等実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者及び消費税転嫁実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者及び消費税転嫁実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者は、第6の規定による交付決定通知をもとに補助金の概算払を請求するときは、別記様式第3号-1による概算払請求書を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。
  - 2 総合支援事業実施要綱別表の1に基づいて事業を実施する補助事業者及び担い手農地集積実施要綱に 基づいて事業を実施する補助事業者は、第6の規定による交付決定通知をもとに補助金の支払いを請求 するときは、別記様式第3号-2による支払請求書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

#### (事業遅延の届出)

第10 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業 の遂行が困難となった場合においては、規則第3条第2号の規定に基づき、補助事業が予定の期間内に 完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2 部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

#### (状況報告)

第11 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定があった年度の各四半期(第4・四半期を除く。)の末日現在において別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第3号-1による概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

#### (実績報告)

第12 補助事業者は、補助事業を完了したときは、規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1か月 を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は 概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに、別記様式第5号による実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 第4の2のただし書により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないまま交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4の2のただし書により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないまま交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第6号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、補助事業者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定(適正化法第15条の規定による確定をいう。)の日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

#### (財産の管理等)

- 第13 補助事業者は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
  - 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は 一部を国に納付させることがある。

#### (財産の処分の制限)

- 第14 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、1件の取得価格が50万円 以上の機械及び器具とする。
  - 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、規則第5条により定める処分制限期間(以下単に「処分制限期間」という。)とする。
  - 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、 あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
  - 4 第13の2の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

#### (補助金の経理)

- 第15 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載 し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
  - 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類 又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年 間(担い手農地集積実施要綱に基づいて行う事業に要する経費については、補助事業の完了の日の属す る年度の翌年度から起算して10年間)整備保管しておかなければならない。
  - 3 補助事業者は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

## (交付決定額の下限)

第16 補助金に係る交付を決定する場合におけるその決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、次項に掲

げる経費並びに農林水産省経営局長が特に必要と認めるもの及び交付先の選定を公募により行うものについては、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、人権問題推進事業実施要領第5に規定する事業主体が行う別表Iの区分1 の欄に掲げる1の(2)の事業及び全国農業会議所が行う別表Iの区分3の欄に掲げる事業にあってはそれ ぞれの事業に係る予算措置額に10分の8を乗じて得た額とする。

#### (報告)

第17 補助事業者のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の 認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項 に規定する特例民法法人にあっては、別記様式第8号により補助金等支出明細書を作成し、別記様式第 9号による補助金等概要報告書に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するととも に、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月末日までに農林水産大臣に報告するものとする。

## 附 則 (平成22年4月1日付け 21経営第6896号)

- 1 この通知は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この通知により廃止された事業であって、平成21年度までに実施したものについては、なお従前の例によることとし、その実施が平成22年度以降に繰り越されたものについては、廃止前の規定は、なおその効力を有することとする。
- 附 則 (平成22年11月26日付け 22経営第4386号) この通知は、平成22年11月26日から施行する。

#### 附 則 (平成23年4月1日付け 22経営第7250号)

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、農業経営支援対策事業推進費補助金交付要綱(平成20年3月31日付け19経営第7267号農林水産事務次官依命通知。(以下「旧交付要綱」という。)) は廃止する。ただし、旧交付要綱によって平成22年度までに実施した事業については、なお、従前の例によることとする。
- 3 この通知により廃止された事業であって、平成22年度までに実施したものについては、なお従前の例によることとし、その実施が平成23年度以降に繰り越されたものについては、廃止前の規定は、なおその効力を有することとする。

#### 附 則 (平成24年4月6日付け 23経営第3574号)

- 1 この通知は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 この通知により廃止された事業であって、平成23年度までに実施したものについては、なお従前の 例によることとし、その実施が平成24年度以降に繰り越されたものについては、廃止前の規定は、な おその効力を有することとする。

#### 附 則 (平成24年5月14日付け 24経営第422号)

1 この通知は、平成24年5月14日から施行する。

## 附 則 (平成25年2月26日付け 24経営第3143号)

- 1 この通知は平成25年2月26日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、平成24年度に実施しているものについては、なお、従前の例によることと する。

## 附 則 (平成 25 年 5 月 16 日付け 25 経営第 420 号)

1 この通知は、平成25年5月16日から施行する。

- 2 この通知の施行に伴い、戸別所得補償経営安定推進事業交付要綱(平成 24 年 2 月 8 日付 23 経営第 2956 号農林水産事務次官依命通知)は廃止する。ただし、廃止前の戸別所得補償経営安定推進事業交付要綱によって平成 24 年度までに実施した事業については、なお、従前の例によるものとする。
- 3 この通知により廃止された事業であって、平成 24 年度までに実施したものについては、なお従前の例によることとし、その実施が平成 25 年度以降に繰り越されたものについては、廃止前の規定は、なおその効力を有するものとする。
- 4 平成24年度補正予算において経営体育成支援事業を実施し、完了していない取組については、本要綱の施行後は、本要綱の規定に基づくものとする。

# I 農業経営対策事業等

区分	経費	按明本	重要力	定 変 更
区分	(A)	補助率	経費の配分の変更	事業の内容変更
1 農業 経営対 策事業 費補助 金	1 農業経営支援事業費 (1)経営体育成支援事業費 経営体育成交流啓発事業費 補助事業者が育成支援事業実施要 綱別表1の事業内容欄の4に基づい て行う事業に要する経費	定額		<ol> <li>事業内容の新設又は廃止</li> <li>事業実施主体の変更</li> </ol>
	(2) 人権問題啓発推進事業費 補助事業者が人権問題推進事業実 施要領に基づいて行う事業に要する 次に掲げる経費 ア 全国研修会開催費 イ ブロック研修会開催費 ウ 啓発資料作成費	定額		
	(3) 消費税転嫁等円滑化事業費 補助事業者が消費税転嫁実施要綱 に基づいて行う事業に要する次に掲 げる経費 ア 農林漁業者等向けパンフレット の作成等 イ 農林漁業者等向け説明会、税務 相談会、転嫁対策検討会の開催等 ウ 転嫁状況の調査	定額		1 事業内容の新
	事業費 (1) 新規就農・経営継承総合支援事業 補助事業者が総合支援事業実施			設又は廃止 2 事業実施主体 の変更

要綱に基づいて行う事業に要する		
次に掲げる経費  ①青年就農給付金事業 ア 準備型 イ 経営開始型 ウ 推進事業	定だたり間円お援要第では、1年万な支施150、合実記要す年円のを発売がある。1年間ののでは、1年間のでは、1年には、1年には、1年には、1年には、1年には、1年には、1年	経費の欄に掲げるア及びイの経費からウの経費への流用
②農の雇用事業 ア 実践研修支援 イ 推進事業	内) 定 額	経費の欄に掲げ るアの経費からイ の経費への流用
③農業者育成支援事業  ア 技術習得支援(高度農業経営者 教育機関への支援)  (ア) 地域中核教育機関の学生等 への質の高い研修等の取組	定額	
<ul> <li>(イ) 農業経営者育成を担う人材の指導力強化を図るための取組</li> <li>イ 新規就農等相談支援事業</li> <li>(ア) 新規就農等相談活動事業</li> <li>(イ) 農業就業体験活動事業</li> <li>(ウ) 就農相談会事業</li> <li>(エ) 若者就農意欲向上活動</li> </ul>		経費の欄に掲げるイの(ア)から(エ)までの経費の相互間における各経費の30%を超える増減
(2) 女性・高齢者等活動支援事業費 補助事業者が女性高齢者等実施 要綱に基づいて行う事業に要する 次に掲げる経費		

	①女性経営者発展支援事業  ア 全国段階 イ 都道府県段階  ②男女共同参画加速化事業	定 額 定 た修 キ び 場 い の 分 の 2 以		
	③農村高齢者活動支援事業 ④障害者就労支援事業	内) 定 額 定 額		
2 農地 保有合 理化対 策事業 費補助 金	<ul><li>1 農地売買円滑化事業費 補助事業者が農地売買円滑化実施 要領に基づいて行う事業に要する次 に掲げる経費</li><li>ア 差損助成費 イ 差損助成業務費</li></ul>	定額	経費の欄に掲げるアの経費からイの経費への流用	
	2 担い手への農地集積推進事業費 補助事業者が担い手農地集積実施 要綱に基づいて行う事業に要する次 に掲げる経費 ア 農地集積協力金 イ 推進事業費	定額	経費の欄に掲げるアの経費からイの経費への流用	
3 農地 制度実 施円滑	全国農業会議所事業費 全国農業会議所が会議所事業実施 要領に基づいて行う事業に要する		経費の欄に掲げ るア及びイの経費 の 相互間におけ	

ĺ	化対策	次に掲げる経費		る経費の増減	
	事業費				
	補助金	ア 情報収集・分析事業費	定額		
		農業及び農業者に関する調査の			
		実施			
		イ 情報提供・指導事業費	2分の1以内		
		(ア) 農業委員会及び都道府県農業			
		会議の職員等の資質向上のため			
		の研修会の開催等			
		(イ) 農業委員会の活動点検・指導			

# Ⅱ 農業経営対策地方公共団体事業等

	かる	4 <del>2</del> 01.35	重要な変更		
区分	経	補助率	経費の配分の変更	事業の内容変更	
1 農業 対方 団 備 費 金	新規就農・経営継承総合支援事業 補助事業者が総合支援事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 農業者育成支援事業 技術習得支援(地域中核教育機関への支援) 教育改善計画に基づく取組の実施 ・新たな教育の実施に必要となる 教育施設の整備	2分の1以内		1 事業内容の新 設又は廃止 2 事業実施主体 の変更	
2 農業経対策地方公共事業財金	1 人・農地問題解決推進事業 補助事業者が人・農地問題解決実施 要綱に基づいて行う事業に要する次に 掲げる経費 ア 人・農地プラン作成事業 イ 地域農業支援組織連携強化事業 2 経営体育成支援事業 (1) 事業費 補助事業者が育成支援事業実施要綱 別表1の事業内容欄の1、2又は3に 基づいて行う事業に要する経費		経費の欄に掲げ る(1) 及び(2) の経 費の相互間におけ る経費の増減	1 事業内容の新 設又は廃止 2 事業実施主体 の変更 事業の廃止	

実施に関し、 び事業の推進 導監督及び調査 る経費 ② 市町村が(1)	1)の経費に係る事業の 事業実施計画の承認及 こ必要な事務並びに指 査検討を行うのに要す の経費に係る事業の実 尊監督等を行うのに要	1/2 以内			
における当該な 3 新規就農・経営約 補助事業者が約	道府県が交付する場合 を付に要する経費 継承総合支援事業 総合支援事業実施要綱 事業に要する次に掲げ				<ol> <li>事業内容の新設又は廃止</li> <li>事業実施主体の変更</li> </ol>
農業者育成支援事 技術習得支援 の支援)	事業 爰(地域中核教育機関へ 画の策定又は改定	定 名 (ただし 事業実施 当たり」 100万円)	、1 注体 上限	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における 経費の増減	の友文
(ア) 新たな老	画に基づく取組の実施 対育の実施 別の強化に向けた取組	定名	頂	経費の欄に掲げる(ア)から(イ)の経費の相互間における各経費の30%を越える増減	

平成 年度農業経営対策事業費補助金等(〇〇〇〇〇〇事業) \*\*交付申請書

 番
 号

 年
 月

 日

# 地方農政局長 殿

北海道(人・農地問題解決実施要綱に基づいて 事業を実施する場合を除く。)、北海道で主た る事業を実施する補助事業者、全国農業会議 所、農地売買円滑化実施要領に基づいて事業を 実施する補助事業者、育成支援事業実施要綱別 表1の4に基づいて事業を実施する補助事業 者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業 を実施する補助事業者、総合支援事業実施要綱 別表の1、2の(1)のア及び2の(2)に基づいて 事業を実施する補助事業者、女性高齢者等実施 要綱に基づいて事業 (第3の1の(2)のうち都 府県段階において実施する場合を除く。)を実 施する補助事業者、消費税転嫁実施要綱に基づ いて事業を実施する補助事業者並びに担い手農 地集積実施要綱に基づいて事業を実施する補助 事業者にあっては農林水産大臣、北海道が人・ 農地問題解決実施要綱に基づいて事業を実施す る場合にあっては北海道農政事務所長、沖縄県 及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者 にあっては内閣府沖縄総合事務局長

住 所団 体 名代表者名

印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農業経営対策事業費補助金等交付要 綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

- ※ (○○○○○○○) には、別表の経費の欄の事業名を記載する。
- 1 農業経営対策事業等
- 2 農業経営対策地方公共団体事業等

# (様式)

_	م کلادیات	$\overline{}$	LL
- 1	事業の	Ħ	HΠ

- 2 事業の内容
- 3 経費の配分

		補助事業に要する	負 担	区 分	
区	分	経費(又は補助事	国庫補助金	その他	備考
		業に要した経費)	(A)	(B)	
		(A+B)			
		円	円	円	
	-1				
合	計				

- ※ 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。また、必要に応じて積算内訳を記載する。
- 4 事業完了(予定)年月日 年 月 日
- 5 収支予算(精算)
- (1) 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較	増減	備	考
区分	(本年度精算額)	(本年度予算額)	増	減	7)Ħ	4
国 庫 補 助 金 で の 他	円	円	円	円		
計						

## (2) 支出の部

च्य	/\	本年度予算額	前年度予算額	比較	増減	/ <del>!!</del>	<del></del>
区	分	(本年度精算額)	(本年度予算額)	増	減	備	考
		円	円	円	円		
合	計						

※ 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。また、必要に応じて積算内訳を記載する。

## 6 添付書類

- (1) 都道府県の本補助金の交付に関する規程又は要綱
- (2) 定款、寄附行為等及び収支予算(又は収支決算)
- (3) 事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し(実績報告書の場合に限る。)
- 注)1及び2の様式は、人権問題推進事業実施要領第7に定める事業計画書、会議所事業実施要領第4の1に定める事業実施計画書、農地売買円滑化実施要領に基づき農林水産省経営局長が別に定める事業計画書、総合支援事業実施要綱第4の1に定める事業計画書、女性高齢者等実施要綱第6に定める実施計画書、育成支援事業実施要綱別記1に定める別紙様式1-3号及び別紙様式1-3号別添1、別記2に定める別紙様式2-3号及び別紙様式2-3号別添1、別記3に定める別紙様式3-3号及び別紙様式3-3号及び別紙様式3-3号及び別紙様式3-3号及び別紙様式1-3号別添1に定める計画書、消費税転嫁実施要綱第6に定める事業実施計画書、担い手農地集積実施要綱別記1の第5に定める事業実施計画書及び人・農地問題解決実施要綱第4の2に定める事業実施計画書に準ずる。

平成 年度農業経営対策事業費補助金等(○○○○○事業)変更承認申請書

番 号 年 月 日

# 地方農政局長 殿

北海道(人・農地問題解決実施要綱に基づいて 事業を実施する場合を除く。)、北海道で主たる 事業を実施する補助事業者、全国農業会議所、 農地売買円滑化実施要領に基づいて事業を実施 する補助事業者、育成支援事業実施要綱別表1 の4に基づいて事業を実施する補助事業者、人 権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施 する補助事業者、総合支援事業実施要綱別表の 1、2の(1)のア及び2の(2)に基づいて事業を 実施する補助事業者、女性高齢者等実施要綱に 基づいて事業(第3の1の(2)のうち都府県段 階において実施する場合を除く。)を実施する 補助事業者、消費税転嫁実施要綱に基づいて事 業を実施する補助事業者並びに担い手農地集積 実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者 にあっては農林水産大臣、北海道が人・農地問 題解決実施要綱に基づいて事業を実施する場合 にあっては北海道農政事務所長、沖縄県及び沖 縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあっ ては内閣府沖縄総合事務局長

住 所団 体 名代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった農業経営対策事業費補助金等については、農業経営対策事業費補助金等交付要綱第7の規定に基づき下記のとおり計画を変更し

[金 円の追加交付(減額承認)を受け]たいので、承認されたく申請する。 なお、その他については、申請書記載のとおりとする。

- (注) 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。
  - 2 金額の変更のない場合は[]の部分を除くこと。
  - 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「事業中止 (廃止)承認申請書」と、「変更」を「中止(廃止)」と置き換えること。

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容 (以下別記様式第1号の記に準じて作成すること。)
- (注) 変更事項についてのみ作成し、変更に係る部分について変更前を括弧書で上段に記載すること。 ただし、総括表(各様式に規定されている場合に限る。)、経費の配分及び収支予算については、 変更がないものについても記載するものとする。

平成 年度農業経営対策事業費補助金等(〇〇〇〇) 概算払請求書

 番
 号

 年
 月

 日

#### 地方農政局長 殿

北海道(人・農地問題解決実施要綱に基づいて 事業を実施する場合を除く。)、北海道で主たる 事業を実施する補助事業者、全国農業会議所、 農地売買円滑化実施要領に基づいて事業を実施 する補助事業者、育成支援事業実施要綱別表1 の4に基づいて事業を実施する補助事業者、人 権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施 する補助事業者、総合支援事業実施要綱別表の 1、2の(1)のア及び2の(2)に基づいて事業を 実施する補助事業者、女性高齢者等実施要綱に 基づいて事業(第3の1の(2)のうち都府県段 階において実施する場合を除く。) を実施する 補助事業者並びに消費税転嫁実施要綱に基づい て事業を実施する補助事業者にあっては農林水 産大臣、北海道が人・農地問題解決実施要綱に 基づいて事業を実施する場合にあっては北海道 農政事務所長、沖縄県及び沖縄県で主たる事業 を実施する補助事業者にあっては内閣府沖縄総 合事務局長

#### 官署支出官地方農政局総務部長 殿

北海道(人・農地問題解決実施要綱に基づいて事業を実施する場合を除く。)、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、全国農業会議所、農地売買円滑化実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、育成支援事業実施要綱別表1の4に基づいて事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、総合支援事業実施要綱別表の1、2の(1)のア及び2の(2)に基づいて事業を実施する補助事業者、女性高齢者等実施要綱に基づいて事業(第3の1の(2)のうち都府県段階において実施する場合を除く。)を実施する

補助事業者並びに消費税転嫁実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者にあっては官署支出官農林水産省大臣官房経理課経理調査官、北海道が人・農地問題解決実施要綱に基づいて事業を実施する場合にあっては官署支出官北海道農政事務所総務管理官、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあっては官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長

住 所団 体 名代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった農業経営対策事業費補助金等について、農業経営対策事業費補助金等交付要綱第9の1の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により

金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成 年 月 日現在

	補助事	国庫補助	既受	領額	今回記	青求額	残	額	事業完	
区分	業に要	金	(H	3)	((	C)	(A)-(	(B+C)	了予定	
	する経	(A)				○月○		○月○	年月日	備考
	費		金額	出来高	金額	日迄予	金額	日迄予		
						定出来		定出来		
						高		高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

(注) 「区分」の欄には、別記様式第1号の(様式)の3の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

第11のただし書きの規定に基づき、事業遂行状況報告書に代える場合は、「備考」欄に「遂行状況報告(第○・四半期末の進捗度)」について記載すること。

平成 年度農業経営対策事業費補助金等(○○○○)支払請求書

 番
 号

 年
 月

 日

農林水産大臣 殿

官署支出官農林水産省大臣官房経理課経理調査官 殿

住所団 体 名代表者名印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった農業経営対策事業費補助金等について、 農業経営対策 事業費補助金等交付要綱第9の2の規定に基づき、金 円を交付されたく請求する。 平成 年度農業経営対策事業費補助金等(○○○○○事業)遂行状況報告書

 番
 号

 年
 月

 日

#### 地方農政局長 殿

北海道(人・農地問題解決実施要綱に基づいて 事業を実施する場合を除く。)、北海道で主たる 事業を実施する補助事業者、全国農業会議所、 農地売買円滑化実施要領に基づいて事業を実施 する補助事業者、育成支援事業実施要綱別表1 の4に基づいて事業を実施する補助事業者、人 権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施 する補助事業者、総合支援事業実施要綱別表の 1、2の(1)のア及び2の(2)に基づいて事業を 実施する補助事業者、女性高齢者等実施要綱に 基づいて事業(第3の1の(2)のうち都府県段 階において実施する場合を除く。)を実施する 補助事業者、消費税転嫁実施要綱に基づいて事 業を実施する補助事業者並びに担い手農地集積 実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者 にあっては農林水産大臣、北海道が人・農地問 題解決実施要綱に基づいて事業を実施する場合 にあっては北海道農政事務所長、沖縄県及び沖 縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあっ ては内閣府沖縄総合事務局長

住 所団 体 名代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった農業経営対策事業費補助金等について、農業経営対策事業費補助金等交付要綱第11の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告する。

(注) 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

1 事業遂行状況(第・四半期末現在)

計画事業費 出来高事業費 進 捗 度

区分	A	В	B/A	残高事業費	摘要
	円	円	%	円	

2 事業開始年月日

年 月 日

3 事業完了 (予定) 年月日 年 月 日

(注) 区分欄には、別記様式第1号の記の「3経費の配分」に記載された事項について記載すること。

平成 年度農業経営対策事業費補助金等(〇〇〇〇〇事業) 実績報告書

 番
 号

 年
 月

 日

#### 地方農政局長 殿

北海道(人・農地問題解決実施要綱に基づいて 事業を実施する場合を除く。)、北海道で主たる 事業を実施する補助事業者、全国農業会議所、 農地売買円滑化実施要領に基づいて事業を実施 する補助事業者、育成支援事業実施要綱別表1 の4に基づいて事業を実施する補助事業者、人 権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施 する補助事業者、総合支援事業実施要綱別表の 1、2の(1)のア及び2の(2)に基づいて事業を 実施する補助事業者、女性高齢者等実施要綱に 基づいて事業(第3の1の(2)のうち都府県段 階において実施する場合を除く。)を実施する 補助事業者、消費税転嫁実施要綱に基づいて事 業を実施する補助事業者並びに担い手農地集積 実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者 にあっては農林水産大臣、北海道が人・農地問 題解決実施要綱に基づいて事業を実施する場合 にあっては北海道農政事務所長、沖縄県及び沖 縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあっ ては内閣府沖縄総合事務局長

住 所団 体 名代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、農業経営対策事業費補助金等交付要綱第12の1の規定により、その実績を報告する。 (なお、併せて金 円を精算払によって交付されたく請求する。)

記

- (注) 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。
  - 2 記の記載事項は、別記様式第1号の記の記載要領に準ずる。

- 3 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の5 (2) の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 4 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。

平成 年度農業経営対策事業費補助金等(○○○○○)仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号 年 月 日

#### 地方農政局長 殿

北海道(人・農地問題解決実施要綱に基づいて 事業を実施する場合を除く。)、北海道で主たる 事業を実施する補助事業者、全国農業会議所、 農地売買円滑化実施要領に基づいて事業を実施 する補助事業者、育成支援事業実施要綱別表1 の4に基づいて事業を実施する補助事業者、人 権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施 する補助事業者、総合支援事業実施要綱別表の 1、2の(1)のア及び2の(2)に基づいて事業を 実施する補助事業者、女性高齢者等実施要綱に 基づいて事業(第3の1の(2)のうち都府県段 階において実施する場合を除く。) を実施する 補助事業者、消費税転嫁実施要綱に基づいて事 業を実施する補助事業者並びに担い手農地集積 実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者 にあっては農林水産大臣、北海道が人・農地問 題解決実施要綱に基づいて事業を実施する場合 にあっては北海道農政事務所長、沖縄県及び沖 縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあっ ては内閣府沖縄総合事務局長

> 住 所 団 体 名 代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があったこの事業について、農業経営対策事業 費補助金等交付要綱第12の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(注) 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額

金 円

(平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
- 3 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
- 4 補助金返還相当額(3−2)

金 円

金円

金円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
- (注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。
- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載 [
- (注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税) 確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

# 財産管理台帳

# 市町村(事業主体)名

trt. =	<b>→</b> 4-		<del>.</del>		- <del>-</del>	<del></del> . I\		# II I +	-12-r- k-k-1-k-1	HI A #					1		
地区名 地区 事業実施年度				平成							1						
事		事 業	の	内 容		工	期	糸	圣 費	の世	记分		処分	制限期間	処分の	り状況	
業			工種構造	施工箇所		着工	竣工		負			分		処分制限			
区	事業種目	事業主体	施設区分	又は	事業量	年月日	年月日	総事業費	国庫補	都道府	市町村	その他	年数	年月日	年月日	内 容	
分				設置場所					助金	県費	費						
								円	円	円	円	円					
	計																1
						ĺ	ĺ										
	計																1
	合 計																$\uparrow \neg \uparrow$

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
  - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
  - 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
  - 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

## 平成○○年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称			
2. 事業の目的及び内容			
(1)目的			
(2)内容			
3. 交付先の特例民法法人の名称			
4. 交付実績額	千円 (A)		
5. 補助金等における管理費			
(1)人件費	千円		
(2)一般管理費	千円		
(3)その他の管理費			
内 容	金額		
	千円		
	1千円		
合 計	千円		
合 計	千円		
6. 外部への支出			
(1)外部に再補助等されているものに関する支出			
支出内訳	金額		
	千円		
	千円		
合 計	千円		
	千円 (B)		
(2)(1)以外の支出			
支出内容	金額		
	千円		
	千円		
合 計	千円		
7. その他			
内 容	金額		
	千円		
	千円		
合 計	千円		
8. 再補助等の割合	% (B/A)		

#### (注)

- 1 「5.補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には、当該補助金等の事業に 携わる当該特例民法法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事 業について見込まれる一般管理費(賃借料、光熱水料費、租税公課等)を記入する。なお、 前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、 内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出される ものについて、「(1) 外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2)(1)以外 の支出」に分類し支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該特例民法法人から第三者に 交付されている補助金、助成金、利子補給金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部 分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該特例民法法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。

- <「(2)(1)以外の支出」の具体例>
- 旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料/通訳料
- 3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、 食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界がわかるよう記入する。
- 4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1) 外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。

平成○○年度補助金等概要報告書

# 特例民法法人名

(1)	年間収入(総収入-前	千円(A)		
(2)		1   1 (11)		
	名称	補助金・委託費の別	交付官庁	金額
				千円
		合 計		千円(B)
(3)	補助金等の年収比率			% (B/A)